

公募型プロポーザル方式による業者選定に関する公告
「浦添市西部開発に関する委託業務プロポーザル選定実施要領」

令和 7 年 7 月 2 日

浦添市長 松本 哲治



1. 業務概要

- (1) 業 務 名：令和 7 年度 西海岸周辺エリア基本構想策定業務委託
- (2) 業務内容：別紙「特記仕様書」のとおり
- (3) 履行期間：契約日の翌日～令和 8 年 3 月 10 日
- (4) 予定価格：23,936,000 円（税込）

2. 参加資格

次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと。
- (3) 参加表明書等の提出期限の最終日から落札決定日までの期間において、浦添市における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。
- (4) 参加しようとする者との間に資本関係、人的関係又はその他の入札の適正さが阻害されると認められる関係がないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- (6) 実施方針及び評価テーマが適正であること。
- (7) 当該業務の見積額が契約限度額の範囲内であること。
- (8) 配置予定管理技術者は、次のいずれかの資格を有し、かつ、沖縄本島内に在住してゐなくてはならない。
 - ・技術士（建設部門－都市及び地方計画）
 - ・RCCM（都市計画及び地方計画）
- (9) 本業務においては主任技術者を配置しなくてはならない。主任技術者は、次のいずれかの資格を有していなければならない。なお、主任技術者は管理技術者と兼任することができる。
 - ・技術士（建設部門－都市及び地方計画）
 - ・RCCM（都市計画及び地方計画）
- (10) 配置予定照査技術者は、次のいずれかの資格を有していなければならない。
 - ・技術士（建設部門－都市及び地方計画）
 - ・RCCM（都市計画及び地方計画）
- (11) プロポーザル提出者は、本業務と同種又は類似する業務実績を 1 件以上有していなければならない（本業務と同種又は類似する業務の定義は、以下のとおり）

【同種業務】

- ・地方公共団体発注の土地利用関連計画（国土利用計画、都市計画マスタープラン、地域・地区まちづくり計画など）作成に関する実績

【類似業務】

- ・企業誘致等に向けた調査検討に関する実績
- ・地方公共団体発注の道路設計（概略設計、予備設計、詳細設計、交差点設計、交通量分析・解析など）に関する実績

- (1 2) 管理技術者は、本業務と同種又は類似する業務実績を1件以上有していなければならない（本業務と同種又は類似する業務の定義は、以下のとおり）

【同種業務】

- ・地方公共団体発注の土地利用関連計画（国土利用計画、都市計画マスタープラン、地域・地区まちづくり計画など）作成に関する実績

【類似業務】

- ・企業誘致等に向けた調査検討に関する実績
- ・地方公共団体発注の道路設計（概略設計、予備設計、詳細設計、交差点設計、交通量分析・解析など）に関する実績

- (1 3) 管理技術者の全ての手持ち業務金額及び件数が2億円以上もしくは10件以上でないもの（ただし、請負額が500万円未満の業務は1件に数えない）

- (1 4) 浦添市の入札参加資格者名簿に市内登録業者とされていることとし、単独もしくは共同企業体（JV、自主決定方式）とする。共同企業体の場合、市内登録業者を1者以上加えることとする。

＜共同企業体の場合の要件＞

- ・共同企業体を代表する構成員が応募を行うこと
- ・代表構成員から管理技術者を配置すること
- ・共同企業体を構成する全ての構成員は、(1)～(5)の要件を満たすこと
- ・共同企業体として、参加資格の(6)～(14)を満たすこと

3. 提出書類

- (1) 意思表明書（様式1）※共同企業体協定書を添付

- (2) 会社概要（A4任意様式：以下の項目は必須）

※共同企業体の場合はすべての構成員が提出すること

- ・会社名
- ・所在地
- ・登録事業
- ・公的資格及び認証の取得状況（任意）
- ・連絡先（担当者氏名、電話番号、FAX番号、E-mailアドレス）

- (3) 同種類別の業務実績（様式2-1、2-2）

※共同企業体の場合は代表企業の実績とする。

【同種業務】

- ・地方公共団体発注の土地利用関連計画（国土利用計画、都市計画マスタープラン、地域・地区まちづくり計画など）作成に関する実績

【類似業務】

- ・企業誘致等に向けた調査検討に関する実績
- ・地方公共団体発注の道路設計（概略設計・予備設計、詳細設計、交差点設計、交通量分析・解析など）に関する実績

- (4) 本業務における管理技術者、主任技術者及び担当技術者調書（様式3）
※管理技術者については住民票抄本を添付（マイナンバー表記なし）
- (5) 本業務にかかる実施体制（様式4）
- (6) 技術提案書（様式5）
- (7) 本業務の企画提案書（様式6）
※作成にあたっては、4. 企画提案書（様式6）の作成要領を参照。
- (8) 見積書（任意様式）
- (9) プロポーザル提出書類の非公開希望に関する申出書（任用様式、任意提出）

4. 企画提案書（様式6）の作成要領

- (1) 提案書はA3用紙横置きの片面印刷
 - (2) 表紙及び目次は不要とする。文字の大きさは、10point以上とする。ただし、図中や表題等はその限りではない。
 - (3) 提案内容に関する基本的な考え方を文章で簡潔に記述
 - (4) 提案者が特定できる情報は記載しないこと。
 - (5) 文章を補完するための写真、イラスト、イメージ図、動画等の使用は可。
(動画等においてデータ容量などの関係で提出が困難な場合、データ提出の必要はない。ただし企画提案書に「別途、動画データを使用する」と記載を行う事。)
- 以下の項目について記載すること。

・ 特定テーマ：【各プロジェクトの実現に向けた課題とその推進方策】

(A3横片面1枚以内)

令和6年度に検討を行った西海岸基本構想（素案）における各事業を実現するための課題と推進方策について提案を求める。

・ 見積書：業務コストの妥当性（見積書 任意様式）

5. 提出に関する事項

- (1) 提出期限
 - ①意思表明書等（様式1～4）、会社概要 ⇒令和7年7月11日（金）17：00まで
 - ②技術提案書等（様式5～6）、見積書
⇒令和7年7月18日（金）17：00まで
- (2) 提出部数
紙媒体で各1部（ただし、様式6のみ10部）
※併せて、提出書類一式のPDFデータを格納したCD-Rも提出すること
- (3) 提出方法
浦添市 港湾基地政策局 基地政策課 窓口へ直接提出すること
※土日、祝祭日及び時間外は受付けない
- (4) 問い合わせ先
〒901-2501 沖縄県浦添市安波茶一丁目1番1号
浦添市 港湾基地政策局 基地政策課（瑞慶山）
TEL：098-876-7229
E-mail：kichi@city.urasoe.lg.jp

6. 質問の受付

本実施要領の内容に不明な点がある場合は、質問書（様式7）を事務局に提出すること。

- (1) 提出方法：事務局窓口へ直接もしくはメール（基地政策課）にて提出
- (2) 提出期限：令和7年7月8日（火）12：00 まで
- (3) 回答方法：質問の内容及び回答に関しては、事務局の窓口にて公開
- (4) 回答期限：令和7年7月9日（水）

7. 審査方法

(1) 一次審査

事務局において書類審査を行う。一次審査通過は3社を限度とし、その結果は全応募者に対して文書およびメールで通知する。

注）一次審査点数が、60点未満の場合には1次審査不通過とする。

(2) 二次審査

企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、業務委託業者選定委員会（以下、業者選定委員会という）による審査を行う。詳細は8. 二次審査の詳細の通り。

注）二次審査点数が、60点未満の場合には非特定とする。

8. 二次審査の詳細

- (1) 日時：令和7年7月25日（金）、28日（月）、29日（火）のいずれか1日を予定
※日時の詳細については変更の可能性があります、一次審査通過者に対して別途連絡を行う。

(2) プレゼンテーション

①発表時間：20分以内

②質疑時間：15分以内

- ・ PowerPoint等を使用し、企画提案書の説明を行うものとする
- ・ 会場への入室は、説明者を含めて6名までとする
- ・ 事前に提出した企画提案書以外（動画データを除く）の追加資料配布は原則禁止とする
- ・ ①②の他、機材準備及び片付けのためにそれぞれ5分間ずつ設ける

(3) 使用機材

プレゼンテーションに必要な機材について、事務局で準備するものは、大型液晶モニター（アスペクト比16：9）、HDMIケーブルのみとする。これ以外に必要な機材（パソコン、ケーブル等）は各自で用意すること。事前に機材の確認をしたい場合は、事務局と調整すること。

9. 評価基準

一次審査及び二次審査の評価は、以下の項目に着眼して行う。一次審査と二次審査の評価はそれぞれ独立して行うものとするが、二次審査においては、一次審査の結果を参考にする場合がある。

一次審査			
評価項目	評価の着眼点	判断基準	配点
企業の経験及び能力	事務所所在地	事務所所在地	35点程度
	保有認証等	業務遂行に有利な資格 ※対象項目は、情報セキュリティ（ISMS）、品質管理（QMS）、個人情報保護（PMS） ※共同企業体の場合は、代表構成員を対象とする	
	業務実績	同種・類似業務実績の有無 （最大4件を評価）	

配置予定管理技術者の経験及び能力	資格要件	技術者資格専門分野	40 点 程度
		居住地	
	業務実績	同種・類似業務実績の有無 (最大 4 件を評価)	
配置予定主任技術者の経験及び能力	資格要件	技術者資格専門分野	15 点 程度
	業務実績	同種・類似業務実績の有無 (最大 4 件を評価)	
注) 上記、配置予定主任技術者については管理技術者と兼務されている場合は加点しない。			
担当技術者	技術者資格専門分野		10 点 程度
一次審査 計 (注：配点および合計点は業者選定委員会により変動することがある)			100 点 程度

二次審査			
評価項目	評価の着眼点	判断基準	配点
特定テーマ： 【各プロジェクトの実現に向けた課題とその推進方策】	正確性	各プロジェクトの実現に向けた課題について正確に把握・理解されている場合に高く評価する。	20 点 程度
	合理性・ わかりやすさ	提案の内容が合理的でわかりやすい場合に高く評価する。	20 点 程度
	独自性	現状や課題を踏まえ、独自性のある推進方策の提案がなされている場合に高く評価する。	20 点 程度
プレゼンテーション	わかりやすさ	企画提案書の内容をわかりやすく説明されている場合に高く評価する。	15 点 程度
	内容理解	審査員からの質問に対して的確に回答できている場合に高く評価する。	15 点 程度
見積書	妥当性	業務コストの妥当性	10 点 程度
二次審査 計 (注：配点および合計点は業者選定委員会により変動することがある)			100 点 程度

10. 審査結果の通知

企画提案書プレゼンテーション実施後速やかに、文書およびメールにて通知する。ただし、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

11. 提案者の失格

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書を提出したとき
- (2) 提出書類に虚偽の記載があったとき
- (3) 会社更生法の適用を申請する等、契約を履行することが困難もしくは不適切と認められる状態に至ったとき
- (4) 審査の公平性を害する行為があったとき
- (5) 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があり、業者選定委員会において失格と認めたとき

12. その他の事項

- (1) 企画提案書等の作成経費や旅費等の必要経費等は参加者の負担とする
- (2) 提出された資料等については、本プロポーザル以外に無断で使用しないものとする
- (3) 提出された資料等については、返却しないものとする
- (4) 提出された提案書等の書類に、記載すべき事項の全部または一部が記載されていないものは、無効の扱いとする
- (5) 提出された資料は、審査を目的に、その写しを作成し使用することができるものとする

13. 事務局の設置

事務局は、浦添市 港湾基地政策局 基地政策課に置く。

14. スケジュール（案）

本プロポーザルの実施スケジュールは次のとおり予定している。

実施内容	実施期間または期日
プロポーザル公告（意思表示・質問受付開始）	令和7年7月2日（水）
質問受付期限	令和7年7月8日（火）12：00
質問回答	令和7年7月9日（水）
意思表示書等提出	令和7年7月11日（金）17：00
技術提案書等提出期限	令和7年7月18日（金）17：00
一次審査（書類審査）結果通知	令和7年7月17日（木）目途
二次審査（プレゼンテーション等）の実施	令和7年7月25日（金）、28日（月）、29日（火）のいずれか1日を予定
二次審査結果通知	令和7年8月4日（月）目途
契約締結	令和7年8月中旬予定